

株式会社ジェイトップに対する勧告について

令和8年8月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、株式会社ジェイトップ（以下「ジェイトップ」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第4項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	6010001164696
名称	株式会社ジェイトップ
本店所在地	名古屋市中村区亀島二丁目26番4号
代表者	代表取締役 池畑 裕次
事業の概要	家庭用電気製品の運送、設置工事、クリーニング等
資本金	9400万円

違反事実の概要	ジェイトップは、自らが請け負う家庭用電気製品の運送、設置工事、クリーニング等を特定受託事業者に委託していた（以下これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、報酬を特定受託事業者138名の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意していたが、令和6年11月1日から令和7年11月30日までの間、当該事業者に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、本件業務委託に係る当該事業者に対する報酬の額から、ジェイトップが実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額である計481,031円を差し引いた^{（注）}。 なお、ジェイトップは、令和8年8月5日までに、当該事業者に対し、減じた額を支払った。
勧告の概要	今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと。等
違反法条	フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）

（注） なお、令和7年10月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省）が改正されたことにより、令和8年1月1日以降になされた業務委託（1か月以上行うものに限る。）については、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当することとなった。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所フリーランス課
電話 052-228-9464（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

株式会社ジェイトップに対する勧告(概要) 【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

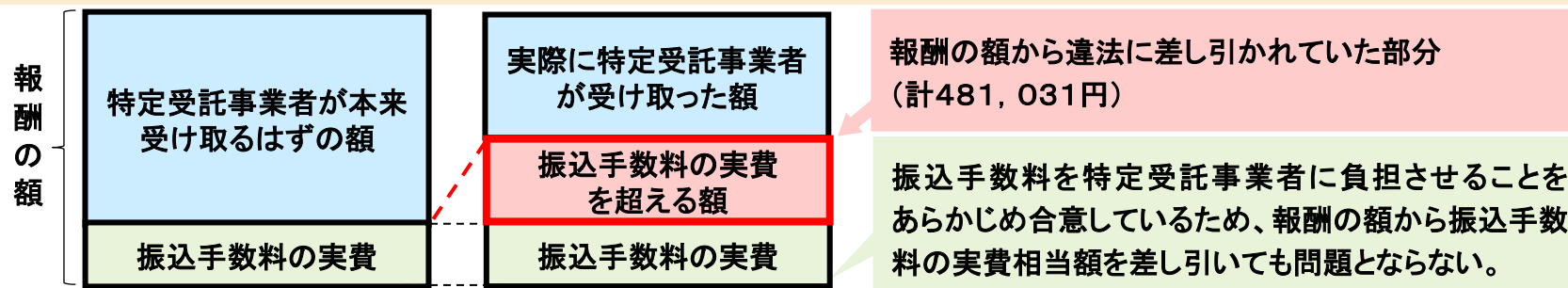


業務委託の内容

家庭用電気製品の運送、設置工事、クリーニング等

違反行為の概要

令和6年11月1日から令和7年11月30日までの間、**特定受託事業者138名**に対し業務委託をした際に、実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を報酬の額から差し引いた(**計481,031円**)。(注1)(注2)(注3)



フリーランス(138名)
(特定受託事業者)



勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- (1) 今後、報酬の額を減じないこと等を取締役会の決議により確認すること
- (2) 研修を行うなど、社内体制を整備すること

など

(注1) 報酬の減額

特定受託事業者に責任がないのに、報酬の額を減じてはならない(法第5条第1項第2号)。

(注2) 振込手数料を報酬の額から差し引くこと

- ・ 振込手数料を特定受託事業者に負担させることをあらかじめ合意していたとしても、報酬の額から振込手数料の実費を超えた額を差し引くことは法違反となる。
- ・ なお、令和8年1月1日以降の業務委託(発注)については、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。

(注3) 株式会社ジェイトップは、令和8年8月5日までに、特定受託事業者に対し、減じた額を支払った。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的（第1条）

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象（第2条第1項、第5項、第6項）

フリーランス：「特定受託事業者」

発注事業者：「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為（第3条～第5条、第12条～第14条、第16条）

本法の規制は、**取引の適正化**と**就業環境の整備**の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者（業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）

イ 発注事業者（特定業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

ウ 発注事業者（特定業務委託事業者）が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）
 - ・受領拒否の禁止
 - ・報酬の減額の禁止
 - ・返品 of 禁止
 - ・買いたたきの禁止
 - ・購入・利用強制の禁止
 - ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
 - ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

(4) 違反への対応（第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条）

報告徴収・立入検査（第11条及び第20条）

指導・助言（第22条）

中小企業庁の措置請求（第7条）

勧告（第8条及び第18条）

命令・公表（第9条及び第19条）

罰金・過料（第24条～第26条）

※報復措置の禁止（第6条第3項及び第17条第3項）

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であつて、従業員を使用しないもの
- 二 法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 （略）
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に関務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 （略）
- 二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 （略）
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三～五 （略）

2 （略）

（勧告）

第八条 （略）

2・3 （略）

4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和六年政令第二百号）（抄）

（法第五条第一項の政令で定める期間）

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

公取適第1020号
令和8年8月26日

名古屋市中村区亀島二丁目26番4号

株式会社ジェイトップ

同代表者 代表取締役 池 畑 裕 次

公 正 取 引 委 員 会

同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、株式会社ジェイトップ（以下「ジェイトップ」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 ジェイトップは、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 次の事項を取締役会の決議により確認すること
 - ア 別表の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を減じた行為は、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした

場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと

- (2) 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないことについて、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

2 ジェイトップは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

- (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容
- (2) 前記1に基づいて採った措置

3 ジェイトップは、次の事項を取引先特定受託事業者に通知すること。

- (1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容
- (2) 前記1及び2に基づいて採った措置

4 ジェイトップは、前記1から3までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

- 1 (1) ジェイトップは、肩書地に本店を置き、家庭用電気製品の運送、設置工事、クリーニング等を行う法人たる事業者であって、二以上の役員があり、従業員を使用している。
- (2) 別表の「特定受託事業者」欄記載の事業者（以下「本件特定受託事業者」という。）は、個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものである。
- (3) ジェイトップは、本件特定受託事業者に対し、自らが請け負う家庭用電気製品の運送、設置工事、クリーニング等を委託していた（以下これらの委託

を「本件業務委託」と総称する。))。

2(1) ジェイトップは、本件特定受託事業者に対し、別表の「業務委託の期間」欄記載の期間における本件業務委託を行った。

(2) ジェイトップは、報酬を本件特定受託事業者138名の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意していたが、令和6年11月1日から令和7年11月30日までの間、当該事業者に対し本件業務委託をした際に、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、前記(1)の委託に係る当該事業者に対する報酬の額から、自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額である別表の「減じた額」欄記載の計481,031円を差し引いた。

(3) ジェイトップは、令和8年8月5日までに、本件特定受託事業者138名に対し、別表の「減じた額」欄記載の計481,031円を支払った。

第2 法令の適用

前記事実によれば、本件特定受託事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者に、本件業務委託は、同条第3項に規定する業務委託に、ジェイトップは、同条第5項に規定する業務委託事業者及び同条第6項に規定する特定業務委託事業者に、それぞれ該当するところ、ジェイトップの前記第1の2(2)の行為は、特定受託事業者に対し同法第5条に規定する業務委託をした際に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じたものであり、同条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、ジェイトップに対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第4項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】